申請をお忘れなく！

高額医療・高額介護合算療養費制度

●問合先　市役所国保年金課　国　保Ｇ　内線 102～104
医療福祉Ｇ　内線 107、108
市役所介護福祉課　介護保険Ｇ　内線 173

同一世帯で同じ医療保険の加入者が、1年間（8月～翌年7月）に支払った「医療費」と「介護サービス費」の自己負担額の合計が算定基準を超えたときに、申請により、その超えた額が「高額医療・高額介護合算療養費」として支給される制度です。

計算方法

自己負担額は、同じ世帯に属する方全員の分を合算して計算します。

ただし、同一世帯でも対象年度の末日（7月31日）に異なる医療保険（後期高齢者医療、国保、社会保険等）に加入していた場合は、それぞれの医療保険ごとに合算して計算します。

世帯の負担額を合算した額から、自己負担限度額（右表）を差し引いた分（500円を超える場合に限る）が支給されます。

支給申請のお知らせを送付します（平成27年1月予定）

支給の対象となる被保険者の方には、支給申請のお知らせを送付します。

計算期間中（8月1日～翌年7月31日）に加入する医療保険、介護保険の種類が変わった方、または死亡や転出・転入された方は、支給申請のお知らせが届いていなくても、支給対象になる場合がありますので、支給要件に該当するか確認してください。

■ 自己負担限度額（年間）

保険者等区分		所得区分	限度額
後期高齢者医療＋介護保険		②現役並み所得者	67万円
		⑤一般所得者	56万円
		③低所得者Ⅱ	31万円
		④低所得者Ⅰ	19万円
国保または社会保険等＋介護保険	70～74歳	②現役並み所得者	67万円
		⑤一般所得者	56万円
		③低所得者Ⅱ	31万円
		④低所得者Ⅰ	19万円
	70歳未満	①上位所得者	126万円
		⑤一般所得者	67万円
		住民税非課税世帯	34万円

所得区分

①**上位所得者**・・・基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯、未申告世帯の方

②**現役並み所得者**・・・同一世帯に課税所得145万円以上の所得がある70歳以上の方

③**低所得者Ⅱ**・・・世帯全員が住民税非課税の方

④**低所得者Ⅰ**・・・世帯全員が住民税非課税で所得が一定基準以下の方（例：年金収入が80万円以下等）

⑤**一般所得者**・・・①～④以外の方

＊国民健康保険または社会保険等加入の方は、加入している保険にお問い合せください。

守谷市風しん予防接種費用助成事業

市では、風しん予防接種の費用助成事業を行っています。先天性風しん症候群の発生を予防するため、妊娠を希望する女性は、予防ワクチンを接種し、免疫を得ておくことが重要です。

要件など、詳細は市ホームページをご覧ください。

▼**問合先**　保健センター　☎48・6000

茨城県風しん抗体検査事業

県では、妊娠前の女性を対象に、風しん抗体検査（無料）を実施しています（平成27年3月31日まで）。

検査実施医療機関・受検資格・受検方法などの詳細は県保健予防課ホームページをご覧ください。

▼**問合先**　県庁保健予防課　☎029・301・3219
HP http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/yobo/